

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400543 2014-1925 2014/10/31 (事故発生地) 栃木県	電気ストーブ（カーボンヒーター）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、電源スイッチ（出力切替を含む）の位置から、当該製品は運転状態ではなかった。○ヒーター部はスイッチ側樹脂が焼損していたが、電源スイッチ、タイマー等に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○ヒーター管に破損はなく、通電したところ正常に作動し、端子部に過熱の痕跡は認められなかった。○電源コード及び内部配線に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/12/01)
A201400766 2014-2684 2015/02/07 (事故発生地) 栃木県	太陽電池モジュール（太陽光発電システム用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生の約半年前に、当該製品の出力ケーブルの劣化した保護管を交換するため、出力ケーブルを切断し、リングスリーブにより再接続工事が行われていた。○太陽電池モジュール下に設置された出力ケーブルの再接続部が保護管を含め焼損し、太陽電池モジュールの一部にも焼損が認められた。○出力ケーブルの再接続部の素線に溶融痕が認められた。○太陽電池モジュール本体には、出火痕跡は認められなかった。●当該製品の出力ケーブルの保護管を交換をする際に、ケーブルを切断し、再接続時のリングスリーブの圧着不良により、圧着部が異常発熱し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/02/19)
A201400796 2014-2731 2015/01/15 (事故発生地) 兵庫県	電気あんか	当該製品を使用中、太股に低温火傷を負った。	○使用者は、当該製品を就寝時に足に挟んで使用していた。○当該製品の表布に焦げたり傷みはなく、防水袋にも溶融は認められなかった。○サーモスタットが不織布より剥がれ、クッション材より露出していたが、当該製品に通電した結果、サーモスタットは正常に動作し、表布の最高部位でピーク時、約60℃であった。○不織布全体に著しいしわが発生していた。●当該製品は正常に動作しており、使用者が両膝に挟んで就寝し長時間太股に触れさせたことから低温やけどに至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、本体表示や取扱説明書には、「低温やけど防止のため、身体から離して使う、腰の下や足に挟んで使用しない、折り曲げて使用しない」旨、記載されている。	(受付:2015/03/03)
A201500024 2015-0020 2015/01/25 (事故発生地) 大阪府	マルチタップ	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、レンジ台の電源プラグを接続していた部分を中心に焼損していたが、樹脂の溶融は認められずほぼ原形を留めていた。○刃受金具の先端が溶融していたが、当該製品から出火した痕跡は認められなかった。○レンジ台の電源プラグは、トラッキングにより栓刃間の樹脂が著しく溶融し、栓刃にも溶融が認められた。●当該製品の刃受金具先端に溶融が認められたものの、当該製品に接続されていたレンジ台の電源プラグ栓刃間の樹脂が著しく炭化・焼損しており、栓刃間のトラッキングによる出火の影響を受けたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/04/07)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201500027 2015-0033 2015/03/29 (事故発生地) 広島県	電気洗濯機	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は事故の2～3か月前から電源スイッチを入れても電源が入らないことがあったため、1か月前から電源スイッチのカバーを外して使用していた。○電源スイッチのカバーは容易に取り外せるものではなかった。○事故発生時、当該製品は使用中ではなかった。○当該製品は、前面パネル右側を中心に全体的に焼損していた。○前面パネル右上部の電源基板に実装されていた電源スイッチは、著しく焼損して基板から脱落し、固定接点及び可動接点は、いずれの表面にも著しい溶融が認められた。○モーター、内部配線等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の電源スイッチが故障したため電源スイッチカバーを取り外して使用していたことにより、電源スイッチ内部に水、洗剤等が浸入して、トラッキング現象が発生して出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「火災、感電等の原因になるため、修理技術者以外は分解や修理をしない。」旨、記載されている。 (E4)	(受付:2015/04/07)
A201500036 2015-0035 2015/03/29 (事故発生地) 京都府	コンセント	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は20年ほど使用されていなかった。○4日前より、当該製品に延長コードを接続し、延長コードにテレビを接続して使用していた。○当該製品の表面樹脂は溶融していたが、延長コードプラグの異極間の絶縁は保たれていた。○刃受金具や導電板に変形や溶融等の異常は認められなかった。○屋内配線の挿入量は十分であり、異常は認められなかった。○プラグ保持力は、JIS基準値(10N～60N)を満たしていた。○刃受金具表面にホコリが確認された。●当該製品の刃受金具と延長コードのプラグ栓刃との間で、ホコリ等の異物により接触不良が生じ、異常発熱状態となったため、コンセント表面の樹脂が一部溶融したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/04/14)
A201500037 2015-0114 2015/02/11 (事故発生地) 福岡県	延長コード	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は寝室のベッド脇で使用されており、タップ部(3口)の焼損が著しく、タップの樹脂部の大半は焼損していた。○当該製品のタップ部の最も電源側の差込口にセラミックヒーターが接続されていたが、セラミックヒーターの差込口及び電源プラグにはトラッキング現象等の異常は認められなかった。○当該製品のタップ部の残りの2口は何も接続されていなかったが、刃受金具の一部が焼失し、溶融痕が認められた。○当該製品のタップ内部は、それぞれの刃受金具が仕切りにより隔離されて、絶縁性が保たれていた。●当該製品の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、何も接続されていない刃受金具間で溶融痕が認められたことから、当該製品の刃受金具間でホコリが堆積してトラッキング現象が生じ、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/04/14)
A201500042 2015-0140 2015/03/25 (事故発生地) 岡山県	加湿器(スチーム式)	当該製品を使用中、幼児(2歳)が当該製品の電源コードに引っ掛かり本体が倒れ、幼児を含む2名にお湯が掛かり、火傷を負った。 (重傷)	○当該製品は、蓋フック部及びヒンジ部に、変形、破損等の異常はなく、開閉動作にも異常は認められなかった。○本体のマグネットプラグ接続部に変形、破損等の異常は認められなかった。○電源コード引っ張りによる当該製品の転倒を確認したところ、マグネットプラグを外す方向及び外す方向に対して左右に引っ張った場合、ゆっくり引っ張ると当該製品はテーブル面を滑って移動はするが転倒することではなく、強めに引くとマグネットが外れ転倒することにはなかった。○蓋を確実に閉めた状態で当該製品を前後左右に転倒させたところ、蓋が開くことはなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源コードが引っ張られた場合でもマグネットプラグが外れるなどにより本体が転倒することではなく、確実に蓋を閉めた状態では転倒させても蓋が開くことはなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品のマグネットプラグを外すために要する力は、電気用品安全法に基づく技術基準に適合していた。 (F2)	(受付:2015/04/16)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201500044 2015-0141 2015/04/05 (事故発生地) 広島県	電子レンジ	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品のローラーがなくテーブルの回り方がおかしかったことを使用者は認識していた。○当該製品の外郭は左側面の塗装が剥げ、変色していたが、前面、後面、右側面に異常は認められなかった。○庫内下面に取り付けられているブーリーが焼損し、庫内下面に焦げ跡及び穴空きが認められた。○テーブル裏面にあるローラー4か所のうち3か所のローラーがなかった。○内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、使用者が庫内テーブルが回転しない故障状態のまま継続使用していたことから、テーブル裏面のローラー付近に電波が集中して、ローラーが破損しテーブルが傾き、スパークにより庫内下面が溶融して穴が開き、下面側の樹脂製ブーリーに着火し出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には「故障したときには、販売店に修理を依頼する。」旨、記載されている。	(受付:2015/04/16)
A201500048 2015-0142 2015/03/30 (事故発生地) 愛媛県	介護ベッド	介護者(90歳代)が昇降機能のある当該製品のベッド下フレームの隙間に挟まった状態で発見され、死亡が確認された。	○当該製品の手元スイッチは、介護者の胸の下で発見された。○手元スイッチに変形や破損はなく、ベッド床等の昇降機構に異常は認められなかった。○昇降用モーター等の電気部品に異常は認められなかった。○手元スイッチのフックに不具合はなく、ヘッドボードまたはさく等に掛けても容易に落下することはなかった。○本体フレームには、「生命に重大な危機を及ぼす恐れがあるため、ベッドの下には絶対に入らない。」旨、警告表示されていた。●事故時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「ベッドの中やフレームの間に潜り込まない。」旨、記載されている。また、当該製品の手元スイッチの操作力はJIS規格に適合していた。	(受付:2015/04/17)
A201500066 2015-0193 2015/04/16 (事故発生地) 東京都	電子レンジ	濡らしたタオルを当該製品で加熱後、当該タオルを布団の中に入れていたところ、布団を焼損する火災が発生した。	○当該製品の動作に異常は認められなかった。○事故後も当該製品は継続使用されている。●当該製品の事故状況の詳細が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/04/27)
A201500071 2015-0197 2015/04/22 (事故発生地) 兵庫県	電子レンジ	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者は食品を温め取り出した後、タイマーが作動している状態で扉を閉めたことにより、庫内が空の状態でも運転が継続した。○庫内に食品による汚れの付着は認められなかったが、キャビネットカバー裏側の排気口付近に、油の付着による汚れが認められた。○導波管カバーは、機械室側よりも庫内側の焼損が著しかった。○電気部品やターンテーブルの動作等に出火に至る異常は認められなかった。○庫内が空の状態でも550Wで運転させた結果、運転開始直後より導波管カバー付近でスパークが発生したが、同等品の導波管カバーを取付けた状態では、庫内が空の状態であってもスパークは発生しなかった。●当該製品は、庫内が空でタイマーが作動している状態で扉を閉めたことにより、導波管カバーに付着していた食品カスが炭化し、スパークが発生したことで出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書にはお願いとして、「庫内が空のまま動作させない、庫内が異常に高温になり、故障、やけどの原因になる」旨、記載されている。	(受付:2015/04/28)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201500072 2015-0198 2015/04/05 (事故発生地) 京都府	電気洗濯機	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品を使って洗濯後、出火を発見するまでに8時間以上を経過していた。○当該製品内部の電気部品には、出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の背面に位置する電源コードは、本体から500mm(全長:1940mm)の位置で断線し、断線箇所には熔融痕が認められた。断線箇所は通常の使用において負荷のかからない位置であった。○当該製品の使用期間は約15年である。●事故発生時の詳細が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、電源コードに外的なストレスが加わったことで被覆が損傷して、スパークし、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品は電気用品取締法の技術基準に適合している。 (F2)	(受付:2015/04/28)
A201500122 2015-0314 2015/05/01 (事故発生地) 和歌山県	I H調理器	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は、グリル庫内を空焼きすることで庫内の油を焼き切り、汚れを除去する機能を有している。○使用者が当該製品のグリルで魚を焼いた後、空焼きをしたところ発火した。○使用者は空焼き前に、グリルの受け皿を洗っていなかった。○当該製品のグリル庫内部に焼損した痕跡があり、グリル下ヒーターに油等が燃えた跡がある以外、異常は認められなかった。●使用者が当該製品のグリルを使って調理した後、グリルの受け皿を洗わずに空焼きをしたため、出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「空焼きの際には受け皿、グリル扉を洗ってから行う」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2015/05/19)
A201500123 2015-0315 2015/05/04 (事故発生地) 高知県	接続箱(太陽光発電システム用)	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品内部の端子板に著しい焼損が認められた。○端子版の圧着端子に熔融痕が認められ、接続端子の座金、導電板、ナットにも熔融痕が認められた。○熔融した圧着端子が導電板と座金間で広がり、隙間が認められた。○その他の電気部品に熔融痕等の出火痕跡は認められなかった。●当該製品を施工した際に、端子板の配線接続部のねじに締め付け不足があったため、接触不良により異常発熱し、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (D1)	(受付:2015/05/19)
A201500129 2015-0424 2015/05/11 (事故発生地) 埼玉県	プラズマテレビ	病院で当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は、電源コードの本体接続側コネクタ及び本体背面のACインレットに焼損が認められた。○当該コネクタは先端部分のみが焼損し、ACインレットの栓刃に放電痕跡が認められた。●当該製品本体のACインレットに接続される電源コードのコネクタに差し込み不足があったため、ACインレットの栓刃とコネクタの刃受金具間で接触不良により異常発熱し、コネクタ接続部が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/05/21)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201500140 2015-0459 2015/05/17 (事故発生地) 奈良県	電気洗濯乾燥機	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品はドラム内で焼損が著しく、ふた上部が燃えていた。○製品内部で表示基板のケースやその周辺の内部配線が焼損していたものの、表示基板や制御基板及びその他の電気部品に出火に至る異常は認められなかった。○衣類の内部から出火した痕跡は認められず、衣類から火源となる異物や油分の混入は認められなかった。●当該製品の内部部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/05/28)
A201500143 2015-0267 2015/05/13 (事故発生地) 香川県	電気ポンプ（井戸用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は、圧力タンクの一部、圧力スイッチ及び端子台付近に著しい焼損が認められた。○圧力スイッチの接点に、荒れや溶融等の出火痕跡は認められなかった。○端子台の接続部（ねじ締め部）に異常は認められなかった。○その他の電気部品（モーター、電源端子台、セラミックヒーター等）に出火痕跡は認められなかった。●当該製品の出火時の詳細な状況が不明であるため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の内部部品から出火した痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/06/01)
A201500151 2015-0509 2015/05/25 (事故発生地) 千葉県	ノートパソコン	当該製品に他社製のバッテリーを接続して使用中、当該製品及び当該バッテリーを焼損する火災が発生した。（A201500162と同一事故） (火災)	○当該製品のバッテリー接続端子に焦げが認められたが、接続端子の樹脂に変形、焼損した痕跡は認められなかった。○当該製品に接続していた他社製の互換バッテリーの不具合により、バッテリー内部で異常発熱した痕跡が認められた。○当該製品内部に異常発熱した痕跡は認められず、正常に通電及び動作していた。●当該製品の内部部品に異常は認められず、当該製品に接続していた他社製互換バッテリー内部からの延焼により焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/06/04)
A201500155 2015-0511 2015/05/15 (事故発生地) 神奈川県	携帯電話機（スマートフォン）	当該製品をかばんの中に入れていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。（A201500215と同一事故） (火災)	○正面側の液晶ディスプレイ部が焼損していた。○内部の基板類に焼損は認められず、電気部品に異常は認められなかった。○内蔵電池パックに焼損や膨れ等の異常は認められなかった。○当該製品を入れたかばんの脇にライターが置かれていた。○防犯カメラの映像で使用者がその場を離れてから12分後に着火していたことが確認された。●当該製品の内部部品から出火した痕跡が認められないことから、当該製品の入れたかばんの脇に置かれたライターの火が消えていなかったため、かばんに着火して、焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/06/05)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201500156 2015-0512 2015/04/07 (事故発生地) 群馬県	水槽用ろ過器	店舗で当該製品を延長コードに接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源プラグは、水槽の下部で延長コードに接続されて使用されていた。○当該製品の本体には焼損はなく、電源プラグと延長コードのタップ部との接続部に著しい焼損が認められた。○当該製品の電源プラグが著しく焼損していたため、本体、電源コード等の表面に付着していた白色物質を分析した結果、水道水に含まれるミネラル分が認められた。●当該製品の電源プラグが水槽下部で延長コードに接続されて長年使用されていたことから、水槽から電源コードを伝わって滴下した水分により電源プラグ部でトラッキング現象が発生して出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「電源コンセントは、水槽より高い位置にあるようにし、電源コードを伝わって差し込みプラグに水がかからないようにする。」旨、記載されている。	(受付:2015/06/05)
A201500161 2015-0537 2015/05/28 (事故発生地) 新潟県	I H調理器	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○前面のロースター扉及び操作部に焼損が認められた。○ロースター受け皿及び焼き網には、炭化した食品のカスが認められた。○ロースターヒーターに異常は認められなかった。○ロースターの排煙筒内と底面の温度センサーに異常は認められなかった。○左右の加熱コイル、ラジエントヒーター及び内部の電気回路に異常は認められなかった。●当該製品の電気部品に異常は認められず、ロースター内の食品カスが炭化していることから、ロースター庫内の手入れ不足により食品カスがたまった状態で使用したために、センサーが温度異常を検知する前に庫内の食品カスに着火し、発煙・発火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には「(ロースター調理に関し) 使用後は必ずお手入れする。調理くずや油分が残ったまま調理すると発煙・発火の原因となる。」旨、記載されている。	(受付:2015/06/09)
A201500181 2015-0240 2015/04/27 (事故発生地) 東京都	エアコン(室外機)	当該製品の撤去作業中、当該製品が破裂し、手指を負傷した。	○事故発生時、エアコン撤去のための冷媒回収(ポンプダウン)作業を行っていた。○当該製品の圧縮機金属製外郭は大きく裂けており、内部に黒いススが認められた。○作業者は、吸入側バルブに回収状況を確認するための圧力計を取り付けていなかった。○作業者は、吐出側バルブは閉にし圧縮機を運転し、停止後吸入側フレアナットを緩めて冷媒が吹き出る音の状況で冷媒回収状況を確認する操作を繰り返し行った。●当該製品は、エアコン撤去業者が冷媒回収作業の手順を誤ったため、圧縮機が運転状態のときに空気吸引をして、圧縮機内部が異常高温・高圧状態となり、破裂したことで手指を負傷したものと推定される。なお、据付工事説明書には、「ポンプダウン(冷媒回収)時には吸入側に圧力計を取付ける。」旨、記載されている。また(一社)日本冷凍空調工業会では、「ポンプダウン作業では圧力計を取り付ける。」旨、ホームページに掲載し、注意喚起を実施している。	(受付:2015/06/16)
A201500200 2015-0572 2015/06/14 (事故発生地) 岡山県	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、屋内設置専用の製品であったが、屋外に設置されていた。○当該製品内部の基板に著しい焼損が認められた。○当該基板のソーラーパネルからの直流入力が接続される端子間が著しく焼損し、パターン(銅箔)に溶断が認められた。○内部の電装部品の取付ねじや板金部品の亜鉛メッキ部に腐食が認められた。○外郭パネルには、「屋外に設置しない」旨、表示されていた。●当該製品(屋内設置専用)を屋外に設置したため、電装部に雨水が浸入し、基板上でトラッキング現象が発生し、出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/06/26)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201500202 2015-0666 2015/06/02 (事故発生地) 福岡県	電気こんろ	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者は360g程度の油で揚げ物の調理中にその場を離れており、火力は強火だった。○当該製品の内部配線、電気部品等に焼損は認められなかった。○当該製品は正常に動作する状態だった。●当該製品の電気部品に異常は認められなかったことから、使用者が揚げ物を調理していた際にその場を離れたため、調理油が過熱し、発火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「揚げ物調理中はそばを離れない」「加熱を続けると発火する」「揚げ物は中火で調理する」「揚げ物調理の油量は500g以上」の旨記載されている。	(受付:2015/06/26)
A201500207 2015-0688 2015/06/10 (事故発生地) 東京都	エアコン(室外機)	当該製品の撤去作業中、当該製品が破裂し、3名が軽傷を負う火災が発生した。	○エアコン撤去のため、冷媒回収(ポンプダウン)作業を行っており、コンプレッサーは運転中であった。○コンプレッサーに破裂が認められた。○2方弁(吐出側バルブ)は全閉、3方弁(吸入側バルブ)は全開状態であることが認められた。○エアコン撤去業者は特定できており、5~6年の実績があった。●当該製品は、エアコン撤去業者が冷媒回収の作業手順を誤ったため、空気吸引・圧縮運転をしたコンプレッサーが異常高温高圧状態となり、破裂に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、(一社)日本冷凍空調工業会では、「空気を吸い込み、そのままコンプレッサーの運転を続けることで、コンプレッサー内部の温度が上昇し、コンプレッサーが破裂する事故に繋がる可能性がある。」旨、HP上で注意喚起をしている。	(受付:2015/06/29)
A201500241 2015-0804 2015/06/07 (事故発生地) 岡山県	電気ケトル	当該製品を使用中、当該製品の蓋に触れたところ、蓋が外れ、左手に火傷を負った。	○事故発生時、当該製品の湯は沸騰し、蓋が浮いた状態になっていた。○当該製品は、蓋部に変形等はなく、開閉動作も正常であり、閉じる際にも「カチッ」と音がした。○当該製品の蓋が浮いた状態で再現実験を行ったところ、蒸気通路に正常に蒸気を通さないため、センサーが沸騰を感知せずに加熱を継続し、蓋の温度は漏れた蒸気で高温になり、触れない状態になった。○当該製品の蓋を正常に閉めて湯沸かしを行ったところ、沸騰しても蓋に異常温度上昇はなく、沸騰後はスイッチがオフになった。○蓋の上面には、「蓋の両側の開閉ツマミが「カチッ」と音がするまで押し込む」旨、表示されていた。●当該製品の蓋を確実に閉めずにスイッチを入れたため、沸騰しても通電が継続し、使用者が高温になった蓋に触れた際に火傷を負ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「ふたが完全に閉まっていることを確認する。そのまま使用すると湯が漏れて、火傷の恐れがある。湯沸かしが完了しても電源が切れなくなり、故障の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2015/07/13)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201500287 2015-0915 2015/05/10 (事故発生地) 鹿児島県	ウォーターサーバー	乳児が当該製品の温水レバーを操作したところ、お湯が出て火傷を負った。 (重傷)	○当該製品の温水コックは、ボタンを押したままの状態でもカップ等を温水レバーに押しつけて初めて出湯するチャイルドロック機構を有していた。○当該製品を確認したところ、水漏れや破損のほか、チャイルドロック機構に異常は認められなかった。○当該製品には、チャイルドロック機構のほか、温水コックを完全に覆いボタンが押せなくなる樹脂製の操作部カバーが標準装備されていたが、当該カバーは使用されていなかった。●当該製品に異常は認められず、標準装備の操作部カバーを使用しておらず、乳児から目を離れた際に、乳児が当該製品の温水コックの操作部に触って出湯し火傷を負ったものと推定される。なお、取扱説明書には「子どもの火傷防止のために必要に応じて操作部カバーを使用する」旨の記載があり、また、本体表示には、「熱湯注意」「温水コックを押さえると熱湯が出るので火傷に注意する」旨、警告表記されている。 (E2)	(受付:2015/07/31)
A201500293 2015-0970 2015/07/23 (事故発生地) 愛知県	エアコン	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は焼損が著しく、本体の樹脂部品は焼失し、本体の右側下部に取り付けられているファンモーターコネクター部の接続端子に溶融痕が認められた。○ファンモーターコネクター部の付着物から、エアコン洗浄剤と思われる成分が検出された。○制御基板、表示基板、端子台、ルーバーモーター、電源プラグ等に出火の痕跡は認められなかった。○当該住宅は賃貸住宅で、現在の使用者はエアコン洗浄していなかったが、使用者が入居する以前の使用状況は確認できなかった。○当該製品は前面グリルで電装部を遮蔽しているため、洗浄剤がファンモーター部分に容易に浸入しない構造であった。●当該製品は、ファンモーターコネクター部にエアコン洗浄剤が付着したため、トラッキング現象が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「消費者自身で内部の洗浄はしない。発煙・発火の原因となる。」旨、記載されている。また、日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「エアコン内部の洗浄は高い専門知識が必要です。もし誤った洗浄剤の選定・使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損・電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙・発火につながる恐れがある。」旨、注意喚起を行っている。 (F2)	(受付:2015/08/04)
A201500299 2015-0921 2015/07/27 (事故発生地) 愛知県	電気炊飯器	当該製品のタイマーをセットしておいたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	○当該製品の外観は、背面側の焼損が著しく、前面パネルは焼け残っていた。○電源コードは、本体出口付近で断線し、片極の芯線に溶融痕が認められたが、通常使用時にストレスがかからない箇所であった。また、電源プラグのコードプロテクター部で、芯線の一部に断線が認められた。○本体内部の基板、ヒーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は、タイマーをセットしており、炊飯開始直後に出火したと考えられた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、電源コードに引っ張り等のストレスが加わって半断線状態となり、炊飯開始後に半断線部が異常発熱して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品は電気用品安全法の技術基準に適合している。 (F2)	(受付:2015/08/07)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A201500305 2015-1022 2015/07/24 (事故発生地) 大阪府	携帯電話機（スマートフォン）	当該製品に他社製ACアダプターを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。（A201500306と同一事故）	○当該製品は外観上、外部接続端子部周辺に熱変形が認められたが、それ以外に異常は認められず、本体側コネクターとACアダプター側のUSBケーブルプラグの接続部での端子の変形やずれの痕跡は認められなかった。○外部接続端子部を含むアンテナユニットを、同等品と交換してACアダプターに接続したところ、正常に充電できた。○外部接続端子部の付着物からNa（ナトリウム）、Cl（塩素）が検出された。●当該製品は外部接続端子部周辺に液体が付着し、内部に浸入したため、端子間に漏洩電流が生じて異常発熱し、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書及び本体に、「充電端子や外部接続端子に液体（水や飲料水、ペットの尿、汗など）を浸入させない。火災、やけど、けが、感電の原因となる」旨、記載されている。	(受付:2015/08/10)
A201500306 2015-1023 2015/07/24 (事故発生地) 大阪府	ACアダプター（携帯電話機用）	当該製品を他社製携帯電話機に接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。（A201500305と同一事故）	○当該製品は外観上、マイクロUSBケーブルのマイクロUSB端子部に焼損が認められたが、それ以外に異常は認められなかった。また、マイクロUSB端子部のピン及びはんだに異常は認められず、芯線部分に破損や切断も認められなかった。○当該製品の性能試験を実施したところ、すべて正常な動作が確認された。○マイクロUSB端子部の内部が焼損し、芯線接続部分及び周辺の樹脂部分が溶融しており、端子ケースの付着物から、Na（ナトリウム）、Cl（塩素）が検出された。●当該製品はマイクロUSBケーブルのマイクロUSB端子部周辺に液体が付着し、内部に浸入したため、端子間に漏洩電流が生じて異常発熱し、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「水や飲料水、ペットの尿などで濡らさない。火災、やけど、けが、感電の原因となる」旨、記載されている。	(受付:2015/08/10)
A201500312 2015-1033 2014/11/28 (事故発生地) 福島県	凍結防止用ヒーター（水道用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（A201400562と同一事故）	○当該製品は、温度制御用のサーモスタット部とヒーター部に分かれ、サーモスタット部のコンセントにヒーター部のプラグを接続して使用するものであるが、当該製品はヒーター部が直接電源コンセントに接続されて使用されていた。○当該製品は折り返して取り付けられており、重ね巻きや接触状態の箇所があった。●当該製品は、温度制御に必要なサーモスタット部が使用されずにヒーター部を直接コンセントに差し込んで使用されており、また、ヒーターが折り返して取り付けられ、重ね巻きや接触状態の箇所があったため、異常発熱し出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「サーモスタット部は必ず配管に密着させて取り付ける。ヒーターの折り返し、重ね巻き、接触等しない。」旨、記載されている。	(受付:2015/08/13)
A201500315 2015-1036 2015/08/03 (事故発生地) 熊本県	IH調理器	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品のグリル庫内には、油脂や調理物等が焼損したと考えられる炭化物が付着しており、下ヒーター固定板には多量の炭化物が付着していた。○使用者は、グリルで魚焼き自動調理した後に、焼き加減が不足していたため追加加熱を行っていたが、焼き加減を確認しながら手動で調理せず、魚焼き自動調理により再加熱を行っていた。○魚焼き自動調理による再加熱時は、調理時間が16～20分に設定されている。●当該製品のグリルで魚焼き自動調理後に追加加熱を行った際に、再度、自動調理により加熱を行ったため調理時間が長くなり、グリル庫内に残った油脂等が過熱・発火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「焼き色が好みより薄い場合は、一度グリル電源キーを押して、再度、手動で追加加熱する」、「グリル調理後はグリル受け皿・焼網の調理物や油分を取り除くこと。調理物が発火して火災の原因になる」、「グリルヒーターに付着した汚れは固くしぼったぬれふきんで、こまめに手入れする」旨、記載されている。	(受付:2015/08/13)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201500367 2015-1257 2015/08/20 (事故発生地) 愛知県	充電器（ニッケル水素電池用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は2口壁コンセントの上側に接続し、下側にはマルチタップ（3口、栓刃可動形）が接続されていた。○当該製品にはニッケル水素電池1本とアルカリ乾電池2本が装填されており、本体には電解液が流れた跡が認められた。○当該製品は焼損しておらず、ニッケル水素電池を装填し通電したところ、正常に充電することができた。○マルチタップの内部は、栓刃可動部カシメ部付近の配線金具が、片極は溶断し、もう片極は溶融痕が認められた。○マルチタップの栓刃可動部の付け根から、アルカリ乾電池に使用されている電解液（水酸化カリウム）の成分であるカリウムが検出された。●当該製品に充電不可のアルカリ乾電池を装填して充電したため、アルカリ電解液が漏れて直下のマルチタップ内に浸入し、配線金具間で短絡、スパークし出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、本体表示及び取扱説明書には、「ニッケル水素電池以外は充電しない。」、「アルカリ乾電池・マンガン乾電池など充電式ではない電池は絶対に充電しない。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2015/09/03)
A201500377 2015-1393 2015/08/14 (事故発生地) 栃木県	フードミキサー（ブレンダー）	店舗で子供が当該製品を操作したところ、指を負傷した。 (重傷)	○不特定多数が自由に使用できる状態で店舗展示中の充電式のコードレスタイプの当該製品を子供が操作したところ、ブレンダーシャフトの刃で左指に怪我を負った。○当該製品は高さ約70cmの棚板上に本体とブレンダーシャフトが組み付けられ、簡単に動作可能な状態で展示されていた。○取扱説明書に沿って動作確認を行ったところ、ロック解除スイッチを押しながら電源スイッチを押すことで、正常に動作した。また、ロック解除スイッチを押さずに電源スイッチを押したが、動作することはなかった。○当該製品の本体表示ラベルには「回転中の刃に指などで触らない。」旨、警告表示されていたが、当該展示コーナーには展示品使用に関する注意喚起の表示はなかった。○通常、展示中は販売店がブレンダーシャフトに付属のブレンダー用カバーを取り付けているが、事故当時に取り付けられていたかどうかは不明であった。○展示に際しては、展示品の仕様取決めや設置ガイドラインはなく、販売店での個別対応としていた。●当該製品は、簡単に動作可能な状態で不特定多数の者が自由に使用できる状態にあったため、子供が一人で当該製品を操作した際、回転しているブレンダーシャフトの刃で左指を負傷したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には「子供など取り扱いに不慣れな方だけで使わせたり、乳幼児の手の届くところで使わない。」旨、警告表示されている。 (E1)	(受付:2015/09/07)
A201500384 2015-1406 2015/08/16 (事故発生地) 神奈川県	電気こんろ	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○使用者が外出して帰宅すると、当該製品の上に置いていた樹脂製食器が焼損し、周囲の壁や天井等の一部が焼損していたが、既に鎮火していた。○当該製品のスイッチは、つまみガードを備えた押し回し式のスイッチで、容易にスイッチが入る構造ではなく、つまみガード及び押し回し機構に、破損や動作異常等は認められなかった。○当該製品前の通路に荷物を置いて通路幅が狭くなっており、使用者が外出時に持っていた荷物が、当該製品のスイッチつまみに接触した可能性があった。●当該製品の前を通る際に誤ってスイッチを入れてしまったため、当該製品の上に置いていた可燃物が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (E2)	(受付:2015/09/10)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201500391 2015-1212 2015/08/30 (事故発生地) 北海道	電気こんろ	施設で当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の左ヒーター管周囲、汁受け皿等に、煮こぼれなどの汚れが付着、堆積していた。○左ヒーターのヒーター管の一部が腐食し、内部のヒーター発熱線が断線し溶融していた。○腐食部のヒーター管内部の絶縁材料には、水分が浸入した痕跡が認められた。○制御基板、内部配線、電源コード等の電気部品に異常は認められなかった。●当該製品のヒーターに煮こぼれ等の汚れが繰り返し付着したため、酸化・腐食が進行してヒーター内部に水分が浸入し、絶縁不良が生じてヒーターの一部が異常発熱したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、本体の注意ラベルには、「汁受けや汁受け皿に煮こぼれた場合は必ず清掃する。」旨、記載されている。また、取扱説明書には、「ヒーターの寿命を縮めることから、ヒーターへのふきこぼれの繰り返し、ヒーターの上での魚焼きやしょう油、汁の垂れる調理は絶対にしない。」旨、記載されている。	(受付:2015/09/14)
A201500415 2015-1494 2015/09/06 (事故発生地) 北海道	電気冷蔵庫	当該製品の電源プラグをコンセントに接続したところ、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品は、事故発生の約1年前から未使用の状態ではベランダに放置されており、電源コードが室内に引き込まれていたが、電源プラグはコンセントに差し込んでいなかった。○家人が、当該製品の電源プラグを何の製品か分からず壁付けコンセントに差し込んだところ、数分後に冷凍室内から出火した。○冷凍室部分には、外側からドアが開かないように粘着テープが巻かれていた。○当該製品の冷蔵庫内は焼損しておらず、冷凍室内に著しい焼損が認められた。○冷凍室内には電気部品及び電気配線は配置されていなかった。○背面下部の機械室内及び電気部品は焼損していなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/09/28)
A201500481 2015-1739 2015/10/23 (事故発生地) 静岡県	電子レンジ	当該製品を使用中、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。	○使用者は、樹脂製容器に入れた1合未満の冷凍ご飯を、600Wの手動加熱モードで2分20秒のタイマー設定をした後、その場を離れていた。○当該製品の電気部品に異常は認められず、通電すると正常に動作した。○当該製品を用いて50～150gの冷凍ご飯を、事故時と同じ設定で加熱したが、ご飯が焦げることはなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常はなく正常に動作することから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/11/06)
A201500490 2015-1761 2015/10/28 (事故発生地) 宮崎県	電気洗濯乾燥機	異音が生じたため確認すると、当該製品の電源コード及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の基板及び洗濯モーター等、製品内部に出火した痕跡は認められなかった。○当該製品の電源プラグにトラッキング現象などの異常は認められなかった。○当該製品の電源コードの途中が断線しており、焼損していたが、当該断線部は運転中に荷重が加わる箇所ではなく、また、電気用品安全法の技術基準を満足していた。●当該製品の設置状況が不明であるため、事故原因の特定には至らなかったが、製品の内部部品に出火の痕跡が認められず、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/11/10)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201400714 2014-2543 2015/01/19 (事故発生地) 神奈川県	ガスコンベーションレンジ（都市ガス用）	当該製品を使用中、一酸化炭素中毒により2名が軽症を負った。 (CO中毒)	○使用者は当該製品をほとんど使用していないが、事故以前に使用したときも気分が悪くなった。○当該機器の燃焼試験を実施したところ、不完全燃焼していることが確認された。○当該機器の吸気口は、多量のホコリ等で閉塞していた。●当該製品は、吸気口がホコリにより閉塞していたため、不完全燃焼となり、一酸化炭素が室内に滞留したことにより事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「いつもきれいな状態で使う。異常を見つけたときは、最寄りの販売店かガス業者に修理を依頼する。」旨、注意表記されている。 (E2)	(受付:2015/02/02)
A201400788 2014-2737 2015/02/19 (事故発生地) 福岡県	ガス栓（都市ガス用）	当該製品に接続したガスこんろを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の正面に引き出し式キャビネットが取り付けられていたが、キャビネット内の鍋等が開け閉め時に当該製品のつまみに接触していた。○当該製品のつまみ及び検査孔部にすり傷が認められた。○事故現場では当該製品の検査孔ボルトが脱落しキャビネットの底に落ちていた。○気密試験の結果、当該製品に漏洩は認められず、また、マイコンメーターは作動していなかった。○当該製品の検査孔ボルトを手で緩く締めた状態でもガスは漏れないことを確認した。○直近のガス設備定期保安点検時には、ガス配管の漏洩は認められず、当該製品の検査孔ボルトに緩みがないことが確認されている。●検査孔ボルトが脱落した経緯が不明であるため、事故原因の特定には至らなかったが、検査孔ボルトが脱落した状態でキャビネットの開け閉め時に鍋等がつまみに当たり、つまみが検査孔が開通する位置まで回転して、検査孔からガスが漏洩し、ガスこんろの火が着火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/02/27)
A201400800 2014-2765 2015/02/21 (事故発生地) 山形県	石油給湯機付ふろがま	異音が生じて停電したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 (火災)	○当該製品は、屋内設置用の半密閉式（屋内給気）の製品であるが、設置場所（ボイラー室）の換気口が閉められており、その経緯は不明であった。○当該製品の外観は、前扉下部等に内部から熱を受けたことによるものとみられる焼損が認められた。○熱交換器内部のフィンには多量のススが詰まっており、熱交換器本体に亀裂が認められた。○電磁ポンプ表面に灯油が流れた痕跡があり、電磁ポンプ内の上下2か所のOリングが硬化していた。●当該製品が設置されていたボイラー室の換気口が閉められていたため、給気不足により不完全燃焼となり熱交換器内のフィンに多量のススが付着し、過熱による膨張・収縮により熱交換器に亀裂が生じ、漏れた排気ガスにより機器内の温度が上昇し、電磁ポンプ内のOリングが硬化してシール性が損なわれ、漏れた灯油に引火して出火したものと推定される。 (F2)	(受付:2015/03/04)
A201400830 2014-2846 2015/02/11 (事故発生地) 神奈川県	石油ストーブ（開放式）	当該製品に給油後、当該製品を点火したところ、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が死亡、1名が重傷を負った。 (火災 死亡 重傷)	○事故発生日の10時頃、使用者が油タンクに給油を行い、ストーブの上でタンクの給油口を下側にしたところ、ネジ式の給油口口金が外れ、灯油がストーブにかかったため、灯油を拭き取った。○19時過ぎに点火棒で点火したら、燃焼筒の上まで炎が上がった。○点火装置の故障の有無は、不明であった。○燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○油タンクに焼損がほとんど認められず、油量ゲージ窓の樹脂も溶融していない。○油タンク口金に油漏れなどの異常は認められなかった。●当該製品の燃焼筒に異常燃焼した痕跡は認められず、当該製品に掛けた灯油の拭き取りを行ったが、残っていた灯油に、点火の際に引火し、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「こぼれた灯油は良く拭き取る。」「給油口口金は確実に締め、給油口口金を下にして油漏れの無いことを確認する。」「油漏れがある場合は、使用をやめる。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2015/03/12)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400835 2014-2849 2015/03/01 (事故発生地) 岩手県	石油ふろがま	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品は斜めに設置された状態であった。○缶体の上側循環口内部は上部だけ過熱した形跡が認められ、上側循環口の中程の高さまで水位があったものと考えられた。○缶体下部にあるのぞき窓の透明な雲母板がなくなっており、燃焼室から排気が漏れる状態であった。○バーナーは焼損していたが、バーナーコントローラー、送風機のモーター巻線、電磁ポンプ、空だき防止装置の組み付け状態に異常は認められなかった。●詳細な事故状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、浴槽に十分な水が張られず斜めの状態で設置されていたため空だき防止装置が作動せず出火したか、あるいは、缶体下部にあるのぞき窓の雲母板がなくなっていたことから燃焼室から排気が漏れて可燃物に引火して火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/03/12)
A201400857 2014-2892 2015/03/07 (事故発生地) 東京都	密閉式（BF式）ガスふろがま（都市ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観は、左面手前側にスガが付着し、上面の操作部樹脂の一部及びシャワーヘッドが焼損していた。○ケーシング内面に冠水跡が認められ、バーナー部を取り外した際にふるバーナーから水が流れ落ちた。○給湯バーナー及びふるバーナーに変形や損傷等の異常は認められなかった。○ガス通路にガス漏れは認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れ等の異常はなく、内部に水の浸入が認められたことから、当該製品が冠水したため、バーナーから正常に炎が出なくなり、バーナー手前側に未燃焼ガスが溢れて引火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/03/18)
A201500074 2015-0189 2015/04/15 (事故発生地) 広島県	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○使用者は、当該製品の右側こんろに食材と水を入れた鍋を乗せて強火で加熱中に、別の部屋に移動し眠ってしまった。○当該製品は、全体に著しい焼損が認められた。○右側こんろのつまみ位置は、ほぼ全開の状態であった。●当該製品の右側こんろで食材を加熱中に、その場を離れて眠ってしまったため、鍋の中の食材が過熱し出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から絶対に離れない」旨、記載されている。	(受付:2015/04/28)
A201500075 2015-0190 2015/04/23 (事故発生地) 広島県	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○使用者は調理油過熱防止装置のない右こんろを使用し天ぷらを調理中に、火をつけたまま台所を離れ、別の部屋にいたところ、出火に気が付いた。○当該製品は全体が著しく焼損し、樹脂部品は全て焼失していた。○当該製品の汁受け及び製品内部に著しい腐食が認められたが、製品内部からの出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の調理油過熱防止装置が付いていない右こんろで天ぷらを調理し、消火せずにその場を離れたことから、油が過熱して火災に至ったものと推定される。なお、本体には、「使用中その場を離れるときは必ず消火する」、「揚げものは必ず左こんろを使用する」旨、取扱説明書には、「火をつけたままの移動、外出、就寝禁止」、「揚げもの調理をする場合は必ず温度センサー付きバーナーを使用する」旨、表記されている。	(受付:2015/04/28)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201500097 2015-0268 2015/04/17 (事故発生地) 神奈川県	石油ストーブ（開放式）	建物1棟を全焼、6棟を類焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。 (火災 死亡)	○石油ストーブのガードと天板部分に繊維系の可燃物が固着していた。○燃焼筒のスの付着は、外筒の後ろ側の一部に認められるが、内炎筒、外炎筒には認められず、異常燃焼した痕跡は認められなかった。○当該製品は焼損が著しいが、特に上半分の焼けが強かった。○機器内側の焼損が著しいが、油タンク下方の樹脂の油受は残っていた。○可燃物が何かは不明であり、また使用状況の詳細も不明であった。●当該製品は、詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、異常燃焼した痕跡は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/05/11)
A201500144 2015-0477 2015/05/23 (事故発生地) 東京都	密閉式（BF式）ガス給湯付ふろがま（都市ガス用）	当該製品を使用中、浴室内で可燃性スプレーを噴射したところ、爆発し、周辺を破損した。 (火災)	○浴室内で、ふろがまの種火が点いている状態で、液化石油可燃性のLPガス式の殺虫剤を噴霧していたところ爆発した。○ガス漏れはなかった。○外観、内部に変形、冠水痕等の異常はなく、配管、バーナー等機構部の腐食もなかった。○種火の燃焼状態は良好で、点着火に異常はなかった。●当該製品に異常が認められないことから、使用者が当該製品の種火が点いている状態で殺虫剤を噴霧したことにより、噴射剤に使用されている可燃性のLPガスにふろがまの種火が引火して、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「機器や給排気筒トップの周囲には、引火しやすいもの（ガソリン、ベンジン、灯油など）やスプレーを置いたり、使用したりしない」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2015/06/02)
A201500178 2015-0592 2015/05/05 (事故発生地) 千葉県	ガスボンベ	当該製品をガストーチに接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。（A201500179と同一事故） (火災)	○当該製品の外観に打痕、変形及びガス漏れは認められなかったが、接続部付近のフィルム紙が焼損していた。○当該製品の接続部のねじ山に潰れなどの異常は認められなかった。○事故発生時に使用していたガストーチを当該製品に接続した状態でガストーチの器具栓つまみを開いたところ、器具栓つまみの根元からガスの漏洩が認められた。また、器具栓つまみを閉じた状態でガス漏れは認められなかった。○当該製品に同型のガストーチ（新品）を接続したところ、器具栓つまみを開いても根元からのガス漏れは認められなかった。●当該製品に異常が認められず、接続されていたガストーチにガス漏れが認められたことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/06/16)
A201500182 2015-0595 2015/06/07 (事故発生地) 山口県	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品の点火操作を行ったところ、1名が頭部に火傷を負う火災が発生した。 (火災)	○当該製品は、バーナーキャップ炎口の一部が汚れで塞がり点火しにくい状態であった。○当該製品に顔を近づけて点火操作を行った。●当該製品のバーナーキャップ炎口の一部が汚れで塞がった状態で点火操作を行ったところ火がつかず、こんろに顔を近づけて点火操作を繰り返したため、不着火により滞留していたガスに引火し、頭部に火傷を負ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「点火操作時や使用中はバーナー付近に触れたり、顔を近づけたりしない。」「炎が不ぞろいになった時は、バーナーキャップの穴や溝をブラシや針金等先の細いものなどで掃除する。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2015/06/16)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201500198 2015-0660 2015/06/10 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ（半密閉式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は1か月前からエラーにより自動点火できない状態であったが、使用者は、燃焼筒を外し、火を付けた紙を投げ入れ点火して使用を続けていた。○以前からススが大量に発生しており、使用者自身でススを除去していた。○屋外煙突は、立ち上がり部がない状態であったが、当該製品の設置時からか、途中からかは不明であった。○ガラス炎筒内等には大量のススが付着しており、煙突取付口、熱交換器上部等はススで閉塞状態であった。○燃焼リングは上下逆に取付けられており、点火ヒーターは破損していた。○当該製品は配線、操作部等の樹脂部品が多い操作部側が著しく焼損しており、定油面器は溶融し原形を留めていなかった。●当該製品は、煙突の設置状況等により不完全燃焼が生じやすい状態で、点火不良のエラーも出ていたことを認識していたが、使用者が火を付けた紙を投げ入れて点火し使用を継続したため、煙突取付口、熱交換器等がススで閉塞状態となり、炎が機器内にあふれ配線、定油面器等に着火し出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「煙突がつまったり、ふさがれたまま使用しない。煙突を確実に接続する。異常を感じたときは、使用しない。故障、破損時は使用しない。」旨、記載されている。	(受付:2015/06/25)
A201500214 2015-0684 2015/06/21 (事故発生地) 神奈川県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、使用者の衣服に着火し、火傷を負う火災が発生した。	○当該製品の左こんろ（強火力）にやかんを乗せ、強火にして湯を沸かしていた。○当該製品左奥の棚にあった鍋つかみを手を伸ばして取った後、衣服（Tシャツ）の右すそに火が付いていることに気づいた。○当該製品に焼損は無く、不具合や異常等は認められなかった。●当該製品に不具合や異常は認められないことから、左こんろを強火で使用時、当該製品左奥の棚にあった鍋つかみを取るため手を伸ばした際に、衣服が左こんろの火に近づいて着火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「使用中はバーナー付近に触れない。衣服に炎が移ったりする場合があります。」旨、記載されている。	(受付:2015/06/30)
A201500220 2015-0717 2015/06/20 (事故発生地) 埼玉県	カセットこんろ	飲食店で当該製品にカセットボンベを接続して点火したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。（A201500230と同一事故）	○当該製品の外観は、樹脂製の器具栓つまみ、容器セットレバーつまみ及びシールが溶融し、底面にススの付着が認められた。○当該製品の内部に、焦げや樹脂部品の溶融等の出火の痕跡は認められなかった。○器具栓のカセットボンベ接続部は、Oリングに亀裂等の異常は認められなかった。○当該製品に事故時接続していたカセットボンベを装着したところ、ガス漏れは認められず、正常に燃焼した。なお、カセットボンベは当該製品の指定品であった。●当該製品の使用状況の詳細が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れは認められず、正常に燃焼することから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/07/03)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201500230 2015-0747 2015/06/20 (事故発生地) 埼玉県	カセットボンベ	飲食店でカセットこんろに当該製品を装着して点火したところ、カセットこんろを焼損する火災が発生した。(A201500220と同一事故)	○当該製品の外観は、マウンテンカップ部分にススの付着が認められた。○当該製品のバルブを含む各部の寸法は、JIS規格を満足していた。○当該製品にガス漏れは認められなかった。○当該製品を事故時接続していたカセットこんろに装着したところ、ガス漏れは認められず、正常に点火した。なお、カセットこんろは当該製品の指定品であった。●当該製品の使用状況の詳細が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れ等の異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/07/07)
A201500247 2015-0800 2015/06/27 (事故発生地) 兵庫県	密閉式(BF式)ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○操作パネル取付けビスが欠損していたことにより、追いだきボタンは押し込まれてON状態でロックしていた。○当該製品と浴槽の循環口のジョイントパッキングが焼失し、ススの付着が認められた。○ふろ熱交換器に多量の酸化スケールが認められた。○当該製品にガス漏れはなく、燃焼状態に異常は認められなかった。○空だき防止スイッチの動作に異常は認められなかった。○製造事業者による点検・修理履歴はなかった。●当該製品は操作パネル取付けビスの欠損により、ふろ追いだきボタンが常時押し込まれ、シャワーのみを使用する際にも空だき状態になっていたこと及び空だきによる熱交換器の酸化スケール詰まりで空だき防止スイッチの作動が遅れたため焼損に至ったと考えられるが、製造事業者による点検・修理履歴がないことからビスの欠損理由については不明であり、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/07/14)
A201500308 2015-1014 2015/08/05 (事故発生地) 鹿児島県	ガスこんろ(LPガス用)	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の天板上及び製品内部にはグリル排気口付近に置かれていた樹脂製可燃物が溶融し、固着していた。○当該製品の天板裏側には奥こんろ及びグリル排気口付近にススが付着していた。○当該製品内部のガス配管及び器具栓等にガスの漏洩は認められなかった。○当該製品の各こんろ口及びグリルの点火・消火動作に異常は認められなかった。●当該製品の奥こんろ又はグリルが点火された経緯は不明であるため、事故原因の特定には至らなかったが、グリル又は奥こんろが使用されたことによる熱によりグリル排気口付近にあった樹脂製の可燃物が溶融し、天板及び製品内部に流れ込んだものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/08/11)
A201500311 2015-1016 2015/07/26 (事故発生地) 佐賀県	石油ストーブ(開放式)	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は燃料が入った状態で可燃物の近くに置かれており、ガード等に可燃物が付着していた。○事故後の当該製品のしん先は7mm上がっており、使用状態であった。○製品自体に出火に至るような異常な痕跡は認められなかった。●当該製品前方の近接した場所に可燃物が置かれた状態で当該製品が使用されていたため、可燃物が過熱されて出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には「カーテンや燃えやすいものそばなどでは使用しない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2015/08/12)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201500319 2015-1056 2015/08/07 (事故発生地) 静岡県	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観は、前面のグリルの上部が焦げ、グリル取っ手が外れていた。○グリル受け皿に多量の炭化物の堆積が認められた。○グリル内部の底面や側面に炭化物の付着が認められた。○事故時にグリルで焼いていた魚の切り身は、皮や身に焦げ目が付いているが、炭化していなかった。●当該製品は、グリル受け皿を清掃せずに使用を継続したため、グリルを使用した際に、グリル受け皿に堆積した油脂等が発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「グリルを使用後および連続使用の場合はグリル受け皿に溜まった油を取り除く」旨、記載されている。	(受付:2015/08/18)
A201500336 2015-1105 2015/07/22 (事故発生地) 茨城県	ガス栓（LPガス用）	当該製品に接続したガスこんろを使用しようとしたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は2口タイプで、左側ガス栓の樹脂製つまみが「開」の位置で焼損しており、本体左側面には打痕が認められた。○当該製品は、左側ガス栓のつまみ部分からガス漏れが認められた。○左側ガス栓は、内部の栓組付け部が外力で潰れたように変形していた。○右ガス栓は、変形やガス漏れ等の異常は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、本体に加わった外力の影響で変形し、内部のシール性が損なわれていたため、漏れたガスにガスこんろ点火時の火花が引火し、火災に至ったものと推定される。	(受付:2015/08/21)
A201500338 2015-1170 2015/08/12 (事故発生地) 島根県	ガスカートリッジ直結型ガスこんろ	公園で当該製品を使用中、爆発を伴う火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品のバーナー部のごとくは閉じられた状態で、ごとく、断熱板等が著しく変形していた。○当該製品に接続されていたガスカートリッジの底部が反転し胴部から外れていたが、器具取付部及び樹脂製バルブに異常は認められなかった。○当該製品は、軽量アルミ製の風防板で3方向を囲われ、輻射熱の大きい調理器具（2段式焼網）が使用されていた。●当該製品を風防で3方向を囲み、輻射熱の大きい調理器具（2段式焼網）を使ったことにより、当該製品に接続されていたガスカートリッジが過熱され爆発したものと推定される。なお、取扱説明書には、「輻射熱の多い調理器具は使用しない。石やブロック、板などで囲ったりして使用しない。」旨、記載されている。	(受付:2015/08/24)
A201500348 2015-1011 2015/08/12 (事故発生地) 山口県	ガストーチ	当該製品に点火したところ、爆発を伴う火災が発生し、周辺を破損し、1名が軽傷を負った。	○当該製品は、ガスボンベに取り付けた状態で、約1年間、屋外の倉庫に保管されていた。○当該製品の導管のガス流入口は、昆虫の巣とみられる砂や土状の異物により塞がれていた。○当該製品で燃焼実験をしたところ、点火後、全体が炎に包まれ、その後、空気穴から炎が出る状況が認められた。●当該製品の導管のガス流入口が昆虫の巣とみられる砂や土状の異物により塞がれていたため、点火の際に、空気穴から流出したガスに引火してガスボンベが過熱されて破裂し、ガスが噴出、引火して爆発に至ったものと推定される。	(受付:2015/08/26)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201500355 2015-1182 2015/08/18 (事故発生地) 滋賀県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が子供の連絡で当該製品が燃えていることに気づき、家人が消火器を用いて消火した。○当該製品の天板上に白い樹脂と黒い繊維状の炭化物が認められ、当該製品の右側に置いていた電気炊飯器が一部焼損しガス栓のつまみが溶融していた。○右こんろの点火ボタンは押し込まれてON状態であった。○当該製品のガス経路に漏れは認められず、点火・燃焼及び安全装置に異常は認められなかった。●当該製品の事故時の詳細な状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/08/28)
A201500356 2015-1230 2015/07/31 (事故発生地) 愛知県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。	○鉄製フライパンの手入れのため、少量の油を入れて当該製品で加熱していた。○フライパンの油が発火したため、消火しようと少量の水を入れたところ炎が大きくなり、吊り戸棚及びレンジフードの一部が焼損した。○当該製品に焼損やガス漏れは認められず、調理油過熱防止装置のサーミスター抵抗値にも異常は無く、正常に使用できた。●当該製品は、調理油過熱防止装置に異常は認められないことから、鉄製フライパンの手入れのために少量の油を入れて当該製品で加熱中、油が過熱されて発火し、更に消火のために入れた水の影響で炎が大きくなり、火災に至ったものと推定される。	(受付:2015/08/31)
A201500386 2015-1400 2015/08/16 (事故発生地) 北海道	石油ふろがま	当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の空だき防止装置の配線が断線したため、修理事業者が修理を行った際、誤って異極の配線をまとめて結線した。○空だき防止装置の配線は修理部で短絡していた。○ふろがま外郭が全体的に熱変色していた。○浴槽の排水栓は完全に閉まっていなかった。●当該製品の空だき防止装置の配線の断線修理時に配線を誤って短絡させて結線したため、空だき防止装置が働かない状態となり、浴槽の排水栓を完全に閉めずに使用し水が抜けた際に空だきとなり事故に至ったものと推定される。	(受付:2015/09/11)
A201500390 2015-1395 2015/09/08 (事故発生地) 福岡県	屋外式（RF式）ガスふろがま（LPガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、住宅2階の外側に鋼板や木材を使用して当該製品が置ける空間を作りその中に設置され、20年以上使用されていた。○設置場所に使用された木材の柱や木製台座の焼損が著しかった。○当該製品機構部の外郭表面は焼損していたが、機構部内部は焼損していなかった。○事故発生時、強風が吹いていた。○当該製品の熱交換器下部の循環パイプ側フィンにススが付着していたが、過熱した痕跡は認められなかった。●当該製品の周囲にあった木製の台座等の焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部に異常は認められないことから、設置されていた木製の台座等が使用による熱の影響で炭化が進んでいた可能性があり、強風のためバーナーの炎が外にあふれて木製の台座等に着火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/09/11)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201500394 2015-1248 2015/08/31 (事故発生地) 北海道	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が、調理油過熱防止装置が付いていない右こんろを使用し、天ぷら調理を行った後、外出した。○使用者が外出した約20分後に火災が発生した。○当該製品の焼損は著しいものの、ガス漏れの痕跡はなく、異常は認められなかった。●当該製品の調理油過熱防止装置が付いていない右こんろで天ぷら調理を行い、火を消し忘れて外出したため、調理油が過熱して火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には「揚げもの調理は、必ず調理油過熱防止機能付きのこんろを使用する。使用後は消火を確認する。」旨、記載されている。	(受付:2015/09/16)
A201500401 2015-1445 2015/09/09 (事故発生地) 奈良県	石油こんろ	倉庫で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○使用者が倉庫兼事務所の1階倉庫で、当該製品の上に焼き芋用の鍋を置いて当該製品を点火し、約1～2時間後、使用者の家人が室内及び当該製品から大量の黒煙と炎が出ていることに気づきホースで水をかけて消火した。○当該製品の外装の塗膜が熱変色しており、内部はススが全面に付着していた。○当該製品の操作部の枠、しん調節つまみ、電池ケース、取っ手及び点火つまみの樹脂部品が焼失していた。○燃焼筒の拡炎板、外炎筒及び内炎筒にススの付着はなく異常燃焼の痕跡は認められなかった。○しんは火力を弱めにした状態（±0mmの位置）で周囲に固着し、対震自動消火装置は作動した状態であった。○置台中央にススの付着と塗膜の変色があり、吹き返しの痕跡が認められた。○燃料の送油経路には漏れは認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/09/18)
A201500425 2015-1565 2015/09/21 (事故発生地) 大阪府	ゴム管（都市ガス用）	当該製品をガスこんろに接続して使用していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は湯沸器が点火しなかったため、2口ガス栓のうち一方のガスこんろ接続側を誤って開放し再度湯沸器を点火したところ、当該製品及び周辺を焼損した。○当該製品は、ガス栓から約125mmの箇所がねじられながら約70度曲がった状態にあった。○当該製品は曲げ部を中心に焼損しており、焼損により円周の約2/3に亀裂が生じ、内面層まで焦げた状態であった。○当該製品の熱影響を受けていない部分の引張強さ、伸び及び硬さは同等品と同程度の物性であり、劣化はほとんど認められなかった。●当該製品の使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の焼損していない外被及び中間ゴムに劣化が認められず、ねじれて曲がった状態で設置されていた部分から漏洩したガスに引火したと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/10/07)
A201500426 2015-1566 2015/09/13 (事故発生地) 埼玉県	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が重傷を負った。	○使用者は左こんろを使用していた。○製品内部に発火の原因となるような異常は認められなかった。○当該製品の右前面にある右こんろ及びグリルの操作ボタンが著しく焼損していた。○左側面は右側面に比較してきれいで、背面のガスホースは焼損していなかった。○台所の床面が焼損しており、当該製品の手前下部から上部に向けて著しい焼損痕が認められた。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/10/07)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201500289 2015-0968 2015/06/29 (事故発生地) 神奈川県	脚立（はしご兼用、アルミニウム合金製）	店舗で当該製品を脚立として使用中、転倒し、胸部を負傷した。 (重傷)	○使用者が屋内で滑り止め端具にウエスが巻かれた当該製品をビニルシートで養生した床に立て、天板から3段目に足を掛けて天井の点検口に運搬用袋を上げる作業をしていたところ、転倒した。○当該製品の片側昇降面の左右の支柱が下から2段目の踏ざん取付部を軸に右方向に折れ曲がっていた。○左右支柱の破断面に汚れの付着・変色等はなく、破断面端部や周辺部にネッキングが生じていた。○最下段の踏ざんは変形しており、補強金具のリベットが抜けていた。○支柱の板厚等の寸法及び硬さ測定（引張強度換算）の結果、板厚は1.70mmで社内基準値（1.70±0.15）を満たしており、引張強度換算値は約310N/?で社内基準値（245N/?以上）を満たしていた。○後継機種による再現試験の結果、左右の支柱が下から2段目の踏ざん取付部を軸に右方向に折れ曲がり、踏ざんの変形、補強金具のリベットの外れ、破断面周辺にネッキングが生じている等、当該製品と同様の破損状況であった。●当該製品の強度等に異常は認められないことから、使用者がウエスが巻かれた当該製品をビニルシートで養生した床に立て、天井点検口に運搬用袋を上げる作業中にバランスを崩して転倒し、胸部を負傷したものと考えられ、当該製品の変形等は使用者と接触したときに生じたものである。なお、本体表示及び取扱説明書には、「身体の安定が得られないような荷物を持つての昇り降りはしない。加工や改造をしない。滑りやすい場所に設置しない。」旨、警告表記されている。また、当該製品はJISマーク、SGマーク及び軽金属製品協会マーク表示品である。 (E2)	(受付:2015/08/03)
A201500330 2015-1108 2015/07/28 (事故発生地) 長野県	物置	施設で当該製品の扉を開けたところ、扉が外れて落下し、足を負傷した。 (重傷)	○当該製品の扉、鴨居及び敷居のレールに変形、破損等の異常は認められなかった。○当該製品は介護施設のごみ集積に使用されており、日によっては、ごみが満載状態であった。○扉を再度取り付けたところ、開閉動作に異常は認められなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明であるが、当該製品の扉の開閉に異常は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/08/20)
A201500407 2015-1483 2015/09/10 (事故発生地) 静岡県	はしご（ロフト用）	当該製品を登っていたところ、当該製品が転倒し、落下、負傷した。 (重傷)	○使用者が当該製品の最上段付近まで昇った際に、当該製品が転倒した。○当該製品上部の両側手すり先端及び右側手すり裏側に擦り傷が認められた。○当該製品をロフト部分に固定する固定用パイプ右側に擦り傷が認められ、固定用パイプの下にあるドア枠上部に、当該製品（手すり）の幅で擦り傷が認められた。○当該製品のフックは、開口部が狭くなる方向に変形していたが、固定パイプに問題無くはめ込める状態であった。また、他に変形や破損は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にフック外れに至る異常は認められないことから、フックが固定用パイプに掛かっていない状態で最上段付近まで昇った際に、当該製品の下部が滑って転倒し、落下に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/09/24)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201500475 2015-1725 2015/10/15 (事故発生地) 大分県	フェンス（住宅用）	小学生が当該製品を乗り越えようとしたところ、当該製品の格子が外れ、側溝に転落し、負傷した。	○事故発生時、使用者は住宅の横にあった用水路から当該製品の縦格子を掴み、よじ登ろうとしていた。○当該製品の縦格子の寸法、肉厚及び取り付け状態に異常は認められなかった。○再現試験の結果から、外れた縦格子には、斜め下方向に600N以上の荷重が加わっていた。○当該製品には、「フェンスを揺すったり、乗ったり、寄りかかたりしない」旨、記載されており、また、当該製品はJIS規格を満足する製品であった。●当該製品に異常は認められないことから、使用者が当該製品の側から縦格子を掴みよじ登ろうとした際に、縦格子に過大な力が加わったことで縦格子が変形し外れたものと考えられ、製品に起因しない事故であると推定される。	(受付:2015/11/04)
A201500504 2015-1851 2015/10/26 (事故発生地) 東京都	介護ベッド用手すり	使用者（70歳代）が昇降機能のある介護ベッドのリモコンを操作したところ、当該製品と介護ベッドの背部との間に手が挟まり、負傷した。	○使用者は睡眠剤服用後に夜間暗い部屋で当該製品の隙間から手を出し、手探りでリモコンを探し、通常の位置と異なる頭側の端部にあたりリモコンを「通常速」で操作し、当該製品とベッドの背部との間に手が挟まり負傷した。○当該製品に変形は認められなかった。○リモコンの動作に異常は認められなかった。○同等品による再現試験の結果、リモコンを事故発生時と同じ頭側の端の位置にして動作させた場合、無理な体勢になって手を引っ込めにくくなり、ベッドと手すりの一部との間で挟む状態になることを確認した。○当該製品は、使用していたベッドとの組み合わせでJIS認証を取得している。●使用者が当該製品の隙間に手を入れた状態で、通常の位置と異なる頭側の端に引っ掛けられていたリモコンでベッドの背上げ操作を行ったため、ベッドの背部と当該製品のフレームとの間に手が挟まれ、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/11/16)
A201500506 2015-1852 2015/08/09 (事故発生地) 大分県	脚立（はしご兼用、アルミニウム合金製）	当該製品を脚立として使用中、落下し、負傷した。	○当該製品は、昇降面の左右の支柱が最下段踏ざん付近で、内側に変形していた。○支柱の寸法・肉厚及び硬さに、異常は認められなかった。○事故発生時、使用者は木から下りようとして木の枝にぶら下がった状態から脚立の天板に降りたが、ぶら下がった状態の足先は数cm天板に届いていなかった。●当該製品の強度及び安定性に異常はなく、当該製品の支柱端部が使用における荷重方向とは異なる内側方向に変形していたことから、使用者が木の枝にぶら下がった状態から脚立の天板に降りた際にバランスを崩して脚立が横方向に転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には「天板の上には立たない」旨、本体表示には「天板の上には立たない」、「左右方向に転倒しやすいので注意して使用する」旨、記載されている。また、当該製品は、SG基準の強度及び安定性に適合している。	(受付:2015/11/16)
A201500537 2015-1941 2015/10/31 (事故発生地) 岐阜県	踏み台（アルミニウム合金製）	当該製品から降りようとしたところ、転落し、胸部を負傷した。	○当該製品は、4本の支柱のうち1本が、最下段踏ざんの取付部直下で破断していた。○支柱破断部は、通常使用で荷重が加わる外側方向ではなく、横から内側方向に力が加わって破断したことを示す伸びの跡が認められた。○破面は全体に凹凸があり、大きな力で破損した様相であった。○破断した支柱の断面外形寸法、肉厚及びパーコル硬さは、同等品と差異は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、破断した支柱の強度に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品は、SGCP SA 0015:2013「住宅用金属製脚立のSG基準」の強度試験を満足していた。	(受付:2015/12/01)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201500165 2015-0448 2015/05/02 (事故発生地) 埼玉県	自転車	当該製品で走行中、転倒し、左腕を負傷した。	○当該製品は車輪呼び径24インチ、6段変速機構付の子供車で、使用者は当該製品を事故の7日前に輸入事業者の直営店で購入していた。○当該製品に乗車していた使用者が、平坦な舗装路を走っていたところ、当該製品から「ガガガ」という異音が生じてペダルが空回りするような感覚がしたあと、バランスを崩して転倒したとの申し出内容であった。○事故発生時、使用者は変速操作をしておらず、事故後、当該製品のチェーンは外れていなかった。○当該製品のチェーンに緩みや破損は認められず、変速ギヤにも破損はなかった。○ディレラを車体に固定する部品に曲がりや変形は認められなかった。○後輪の変速ギヤとディレラのセッティングに異常は認められず、変速動作も正常だった。○当該製品の走行状態を確認したところ、異常音やガタツキは認められず、急激な変速操作を行ってもチェーンが外れたり、ペダルが空回りしたりすることはなかった。●事故発生時の異音やペダルが空回りしたときの詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の車体や変速機構に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/06/11)
A201500212 2015-0691 2015/06/04 (事故発生地) 長野県	自転車	当該製品で走行中、前輪がロックして転倒、負傷した。	○前ホークは後方に变形していた。また、前ホークの左右の足は両方ともに变形し、左足は外側へ膨らむような方向にも变形が生じていた。○前輪左側のスポーク1本が車輪の回転方向とは逆側に大きく变形しており、そのスポークは首部から折損していた。○前ホーク足の内側は、左足には汚れの付着はなく、擦れ痕があった。なお、右足には走行時に付着したと思われる泥汚れやホコリが付着していた。○同等品の前ホークは、JISD9301で定められたエネルギー吸収性試験及び疲労試験を、スポークは、JISD9420で定める引張試験を満足していた。●事故発生時の詳細な状況は不明であり、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の前ホークの痕跡から、前輪に異物が挟み込まれて前輪がロックして転倒し、負傷したものと考えられ、異物は特定できなかったが、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/06/30)
A201500238 2015-0767 2015/05/24 (事故発生地) 熊本県	自転車	当該製品で下り坂を走行中、ブレーキを掛けたが停車中の車に衝突し、転倒、手首を負傷した。	○当該製品の前ブレーキワイヤーのアウト（チューブ状のもの）の先端がアウト受け（アウト先端を包む受け部）の上端に引っ掛かった状態で走行していた痕跡が認められた。○前ブレーキワイヤーのアウトとアウト受けとの調整は、出荷後に販売者が実施している。○当該製品の前ブレーキワイヤーには、アウトの先端がアウト受けの上端に引っ掛かった状態でブレーキが利く位置に締め付け痕が認められ、通常の締め付け位置に締め付け痕は認められなかった。○同等品を用いてブレーキワイヤーの締め付けと締め付け痕の残り具合について調査した結果、一度締め付けた箇所には必ず締め付け痕が認められた。●当該製品は、前ブレーキワイヤーのアウト先端がアウト受けの上端に引っ掛かった状態でブレーキが調整されて販売されたため、事故発生時にアウト先端がアウト受け内に入り込み、ブレーキの遊びが大きくなったことで、前ブレーキレバーを握ってもブレーキが掛からない状態になり、衝突、転倒し、手首を負傷したものと考えられる。	(受付:2015/07/10)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500302 2015-0957 2015/06/14 (事故発生地) 北海道	自転車	当該製品で走行中、当該製品のチェーンが外れ、転倒し、肩を負傷した。 (重傷)	○使用者が舗装されたサイクリングロードを当該製品で走行中、勢いよく加速したところ、チェーンが外れ、前のめりに転倒し、肩を負傷した。○当該製品は、変速機がない単速の製品であった。○前ギヤにチェーンが外れた時に生じたと思われる傷跡が確認されたが、前後ギヤに変形はなく、ギヤの回転状態に異常は認められなかった。○チェーンに伸びや大きなたまりはなく、外れたチェーンを取り付けたところ、チェーン及び車輪の回転に異常は認められなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にチェーン外れを発生させる異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/08/10)
A201500342 2015-1176 2015/08/06 (事故発生地) 福岡県	自転車	当該製品で走行中、当該製品の前ホークが破損し、転倒、頭部を負傷した。 (重傷)	○当該製品の前ホークの左右のホーク足が付け根付近で後方に大きく変形しており、変形部には疲労による破損は認められなかった。○前輪の横振れは小さく、ハンドルにぎり、ブレーキレバー及び自転車フレームには通常の転倒時に生じる擦れ痕は認められなかった。○当該製品の前ホーク変形部の厚さや強度に異常は認められなかった。○同等品の前ホークは、JIS規格のエネルギー吸収性試験を満足していた。○前ホークを同等品に取り替えて壁に衝突する試験を実施した結果、当該製品には付いていないベアリング硬球の打痕跡が付いたものの、当該製品の前ホークと同じホーク足付け根付近で後方に変形が生じる状態が再現できた。○事故現場の路面に、前ホークが変形するような段差は確認できなかった。●当該製品に残る痕跡と再現試験での車体の状態が一部異なることや事故発生時の詳細な状況が不明であるため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品を走行中前方から強い衝撃を受けて前ホークが変形し転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/08/24)
A201500364 2015-1233 2015/08/23 (事故発生地) 大阪府	自転車	当該製品で走行中、前輪がロックして転倒、負傷した。 (重傷)	○使用者(40歳代、男性)が当該製品に乗車し路面を走行中、転倒し、負傷した。○当該製品のスポークにわずかな変形が認められたが、その他に事故発生に繋がる異常は認められなかった。○当該製品で実走行検査を実施したが、前輪ロック状態は再現しなかった。●事故原因の特定には至らなかったものの、当該製品に事故発生に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/09/01)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201500061 2015-0169 2015/01/05 (事故発生地) 岩手県	ろうそく（芳香用）	当該製品をキャンドルホルダーに載せて使用中、キャンドルホルダーが破損し、周辺を焼損する火災が発生した。（A201500062と同一事故）	○キャンドルホルダーに載せた当該製品を事故発生の約19時間前に点火し、消火するのを忘れて外出した。○当該製品は使用者が外出する前までは異常なく使用されていた。○同等品の燃焼状態に異常はなく、燃え尽きるまで燃焼させても異常燃焼及びキャンドルホルダーに破損等は認められなかった。●詳細な事故時の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、同等品の燃焼状態に異常はなく、燃え尽きるまで燃焼させても異常燃焼及びキャンドルホルダーの破損等は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品の注意表示には「炎は2～3時間ごとに消す。炎をつけたまま、その場を離れない。」旨、記載されている。	(受付:2015/04/22)
A201500269 2015-0793 2015/06/08 (事故発生地) 兵庫県	ライター（使い切り型）	当該製品を使用後、衣服のポケットに入れていたところ、衣服が燃えて火傷を負い、病院で死亡した。	○当該製品にススの付着と炎口付近に僅かな変形が認められたが、ほぼ原形を留めていた。○当該製品内部のガス流路に異常はなかった。○当該製品からガスは漏れていなかった。○当該製品の点火ボタンの隙間に砂や繊維が異物として付着していた。●詳細な使用状況が不明なため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、異物の付着によって点火ボタンの滑りが悪くなり、点火ボタンが消火位置まで戻らなかったため、残火が生じて着衣に燃え移ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/07/22)
A201500368 2015-1258 2015/07/21 (事故発生地) 神奈川県	ライター（使い切り型）	当該製品を使用後、衣服のポケットに入れたところ、衣服が燃えて火傷を負った。	○当該製品及び同等品（3本）に対し、JISS4801:2010（たばこライター安全仕様）に準拠した火炎高さ、消火、繰り返し燃焼試験等を実施したが、当該製品及び同等品に異常は認められなかった。○点火時の摺動部周辺及びガス放出機構に、異物の付着の痕跡及び混入は認められなかった。○当該製品に残火は認められなかった。○着火機構の作動に不具合は認められなかった。○部品の欠損は認められなかった。○事故発生時のポケットの中身は不明である。○事故発生日までの保管状況等、使用状況は不明である。●詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の着火性能に異常が認められないことから、点火時の摺動部又は風防に一時的に異物が挟まったことにより残火が生じ、衣服を焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/09/03)
A201500446 2015-1630 2015/08/13 (事故発生地) 鳥取県	ろうそく	火のついた当該製品を消火するために持ち上げたところ、容器内の溶けたろうが右手の甲に掛かり、負傷した。	○使用者は、数本ずつまとめたおがら（皮をはいだ麻の茎）に点火するため、当該製品を約5分間燃焼させた。○同等品（未使用品）との重さの違いから、当該製品から溶け出したろうは約3gと推定された。○同等品を使用し、おがらへの点火動作を約5分間行ったところ、溶けたろうの重さは3.6g（通常燃焼のみでは約0.25g）であり、通常燃焼使用に比べて多量のろうが溶けた。○当該製品の本体底面に「ろうが固まるまで動かさない」旨、表示されていた。●当該製品でおがらへの点火動作を長時間行ったため、ろうが多量に溶け、消火のために傾けた際、多量に溶けたろうが親指にかかり、火傷を負ったものと推定される。	(受付:2015/10/15)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A201500125 2015-0317 2015/04/04 (事故発生地) 徳島県	ベビーカー	当該製品を開く際に、当該製品で幼児 (1歳)が指を挟み重傷を負った。 (重傷)	○事故発生時、使用者は挟まった幼児の指を無理に引き抜いた。○幼児が指を挟んだ箇所 は、当該製品(正面から見て)右側の後輪フレームとその受け部の間の折り畳み機構部であ り、当該製品が開かれるのに伴い間隔が狭くなる箇所であった。○当該製品の可動部分及び フレームに破損や変形は認められず、折り畳み動作に異常は認められなかった。○指挟み部 の近傍には、「指挟みに注意する」旨のシールが貼付されていた。●当該製品の折り畳み機 構に異常は認められなかったことから、幼児が折りたたみ機構部に手を掛けていることに気 が付かず当該製品を開いたため、幼児の指が後輪フレームとその受け部の間に挟まり、挟ま った指を無理に引き抜いたために負傷したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定さ れる。なお、本体及び取扱説明書には、「開閉操作は、子供の手指などを挟まないよう、 子供が接触した状態では行わない。」旨、表記されている。 (E2)	(受付:2015/05/20)